

令和3年度小田原市サテライトオフィス誘致支援業務委託業者選定のための プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

令和3年度小田原市サテライトオフィス誘致支援業務

(2) 業務目的

本業務は、市外企業による本市活用や地域に根差した新たなビジネスの創出により地域経済の活性化を図るため、本業務を受託した者（以下「受託者」という）の持つオフィス誘致に関する知見やノウハウを活用し、小田原の地域資源や地域課題を活かした誘致戦略を策定し、本市へのサテライトオフィス誘致を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

① 誘致戦略の策定

小田原の地域資源や地域課題を活かした誘致戦略を策定する。進出した際のメリットを明確にするほか、誘致プロモーション手法についても明らかにすること。なお、戦略策定の際に、幅広い意見を集約するため、庁内関係者やオフィス誘致に関する知見を有する者を集めたワークショップ等を実施すること。

② プロモーションツールの製作

プロモーションイベント時などに使用することができる誘致に関する情報を企業に届けるための紙面（カタログ、ポスター）を製作すること。

③ プレゼンテーション資料製作

地方進出検討企業等へのプレゼンテーションで用いる誘致戦略や誘致に関する資料を製作すること。

④ 地方進出検討企業との面会の場の設定

企業とのマッチングイベントへの出展を通じ、本市と地方進出検討企業が、直接商談ができる場を年2回以上設定すること。

⑤ 視察対応業務の支援

本市職員が地方進出検討企業による本市におけるビジネス環境の視察に対応する際の対応マニュアルを作成すること。

⑥ 定期的なミーティングの実施

誘致に係る不明点や懸念をなくし、効率よく業務を遂行できるよう対面等によるミーティングを6回以上実施すること。

(4) 成果物の納品

業務内容における成果物の納品形式及び納期は、以下のとおりとする。

① 誘致戦略書製本（2部）

② プロモーションツール（カタログ1,000部、ポスター100部）

③ プレゼンテーション資料製本（2部）

④ 視察対応マニュアル製本（2部）

⑤ 上記成果物の電子データ

※書式、サイズは問わないが、原則、カラーとする。

【納期 ①：令和3年8月末まで、②～⑤：マッチングイベント出展まで】

(5) 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日

(6) 上限額

3,847,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※小田原市議会の予算議決状況により、予算に適うものとする。また、予算が成立しない場合には、契約はしないものとする。

※契約後に発生した必要経費については、受託者の負担とする。

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 参加資格

プロポーザルに参加できる事業者（提案者になろうとする者）は、次を満たす者でなければならない。

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- (2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を、参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで受けていないこと。
- (3) 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。もしくは、必要書類（4参加申込の※を参照）を提出することができる者であること。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) サテライトオフィス誘致支援業務又はこれに類する業務の受託実績を有する者であること。

4 参加申込

(1) 提出資料

書 類	部 数
(様式1) 誓約書	1部
(様式2) 参加申込書	
(様式3) 業務実績確認書	
(様式4) 会社概要	

・書類の押印箇所には、代表者印を押印するものとする。

※応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。（各1部）（いずれも写し可）

- ・法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ・商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ・商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明
- ・財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）
- ・納税証明書（国税及び地方税の未納のない完納証明書）

(2) 提出の期限

令和3年（2021年）3月10日（水）午後5時までに直接持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時

から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

(3) 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
小田原市経済部産業政策課産業政策係

(4) 参加資格要件の確認結果

令和3年(2021年)3月12日(金)までに「参加資格審査結果通知書」(様式6)により、電子メールで通知する。また、資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができる期間は、3月12日(金)から、19日(金)までとする。

5 企画提案書の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認めた者から、次のとおり企画提案書を受け付ける。

(1) 提出資料

書 類	部 数
(任意様式) 企画提案書	12 部
(任意様式) 費用見積書 ※内訳書を添付すること	

・書類の押印箇所には、代表者印を押印するものとする。

(2) 企画提案書作成要領

- ア 用紙は、A4判両面使用(A3判は折込)とすること。
- イ ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。

(3) 提出の期限

令和3年(2021年)3月22日(月)午後5時までに直接持参又は郵送(書留郵便等確実な方法に限る)により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

(4) 提出先

参加申込提出先と同じ

6 質疑・回答

(1) 質問期限

令和3年(2021年)2月24日(水)午後5時必着

(2) 質問方法

小田原市経済部産業政策課まで電子メールで送信すること。
質問は、メール本文に箇条書にて記述すること。
※電子メールを送信した際は、市担当者にその旨を電話連絡すること。

(3) 回答

ア 回答方法

市ホームページに掲載する。ただし、提案内容に係る事項等、当該質問者の不利益になる場合はこの限りではない。また、電話・口頭による対応は行わないものとする。

イ 回答予定日

令和3年（2021年）3月3日（水）

7 選定・審査方法

(1) 委託業者の選定・審査方法

ア 「令和3年度小田原市サテライトオフィス誘致支援業務委託業者選定のためのプロポーザル審査委員会」の委員が、提出された企画提案書及びプレゼンテーション審査の内容を基に審査する。参加事業者が1者の場合も審査を行う。

イ 審査は、あらかじめ設定した「令和3年度小田原市サテライトオフィス誘致支援業務委託業者選定審査採点表」（様式5）を用いて採点し、客観的に公平かつ厳正に行い、全審査員の評価得点を総合評価点とし、総合評価点の最上位者を優先交渉権者とし、次の順位の者を次点交渉権者とする。

ウ 最上位者が複数いた場合は、審査委員が協議して優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、総合評価点が満点の60%に満たない場合は、失格とする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日時

令和3年（2021年）3月29日（月）※時間は別途通知する。

イ 場所

小田原市役所議会会議室

ウ 実施方法

- ・1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション20分、質疑応答15分とする。
- ・参加事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答においては、「A社」「B社」等、参加事業者名を伏せて行う。
- ・PC持ち込みでのパワーポイントによるプレゼンテーションを基本とし、提案書の内容のみを使用した静止画とする。
- ・当日の資料追加は、認めないものとする。

エ 留意事項

- ・プレゼンテーションの内容は、自己紹介及び提出した企画提案書の記載内容に基づくもののみとする。なお、前段の自己紹介は出席者の紹介にとどめ、会社の紹介は行わないこと。
- ・プレゼンテーションは、進行役の指示に従い行うものとする。
- ・プレゼンテーションの時間はタイムキーパーが計測し、終了5分前には、進行役からその旨を告知する。

(3) 審査結果通知

審査の結果は、令和3年（2021年）3月31日（水）に「プロポーザル審査結果通知書」（様式7）により、電子メールで通知する。優先交渉権者として選定されなかった参加事業者が理由の説明を求めることができる期間は、3月31日（水）から4月6日（火）までとする。

(4) 審査結果の公表

優先交渉権者名と次点交渉権者名を、市ホームページ上で選定から1年間公表する。

8 契約の締結

(1) 契約締結の手続き

優先交渉権者から示された提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(2) 契約保証金

小田原市契約規則による

9 スケジュール（予定）

令和3年（2021年）2月8日（月）	公募開始（質問受付開始）
2月24日（水）	質問受付締切
3月3日（水）	質問回答
3月10日（水）	参加申込締切
3月12日（金）	参加資格審査結果通知
3月12日（金）～19日（金）	参加資格審査結果問い合わせ期間
3月22日（月）	企画提案書の提出
3月29日（月）	プレゼンテーション審査
3月31日（水）	プロポーザル審査結果通知
3月31日（水）～4月6日（火）	プロポーザル審査結果問い合わせ期間
4月第1週～	優先交渉権者と打ち合わせ

10 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- (6) その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

11 その他

- (1) 提案書に係る事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (2) 採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する可能性がある。
- (3) 提案書の作成等に要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否の如何に関わらず返却しない。

- (5) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの限りではない。
- (6) 優先交渉権者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (7) 提出後の参加申込書及び企画提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。
- (8) 電子メール等の通信事故について、小田原市は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 本プロポーザルに関する言語は日本語、通貨は日本円によるものとする。

12 応募及び手続きの問い合わせ先

〒 250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市経済部産業政策課産業政策係 吉澤・小島
電 話：0465-33-1555
F A X：0465-33-1286
e-mail：sansei@city.odawara.kanagawa.jp